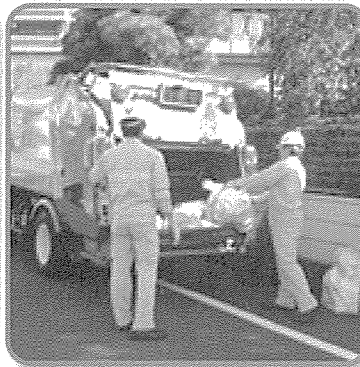


# 目黒区 一般廃棄物処理基本計画 (概要版)

～快適で誇りのもてる循環型のまち～



平成28年3月

目黒区

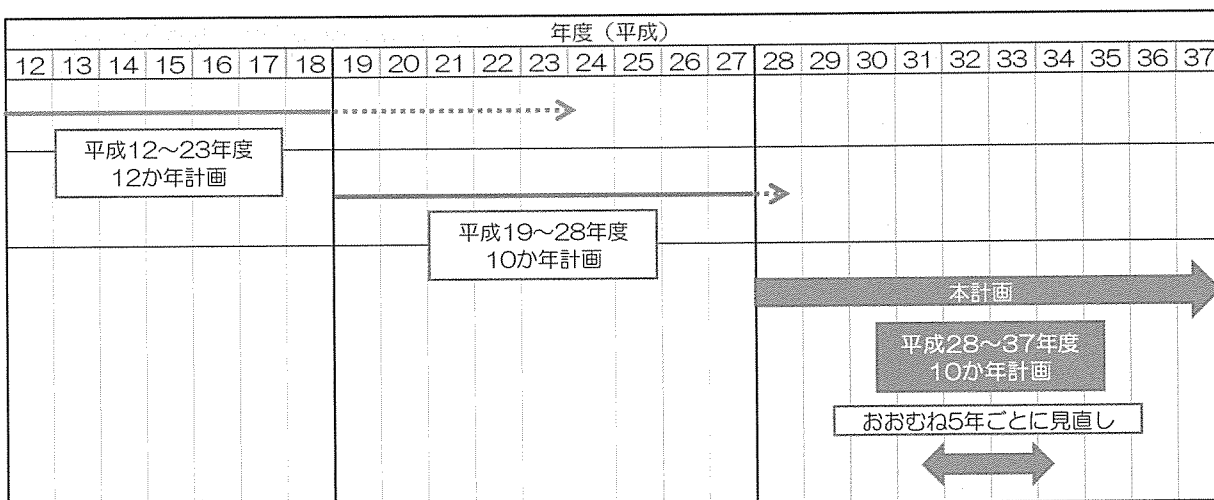
## 計画の概要

### 本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、国や都、東京二十三区清掃一部事務組合の関係計画との関連性を有するとともに、区の長期計画の補助計画の一つです。

### 計画期間と目標年次

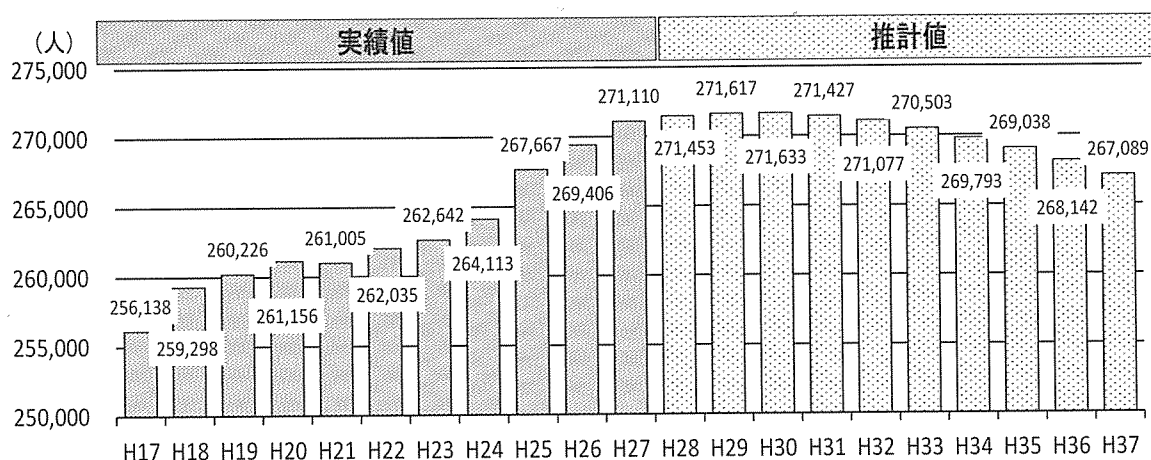
本計画は、平成28年度を始期とし、平成37年度を目標年次とする10年間を計画期間として策定します。



## 清掃・リサイクル事業を取り巻く現状と課題

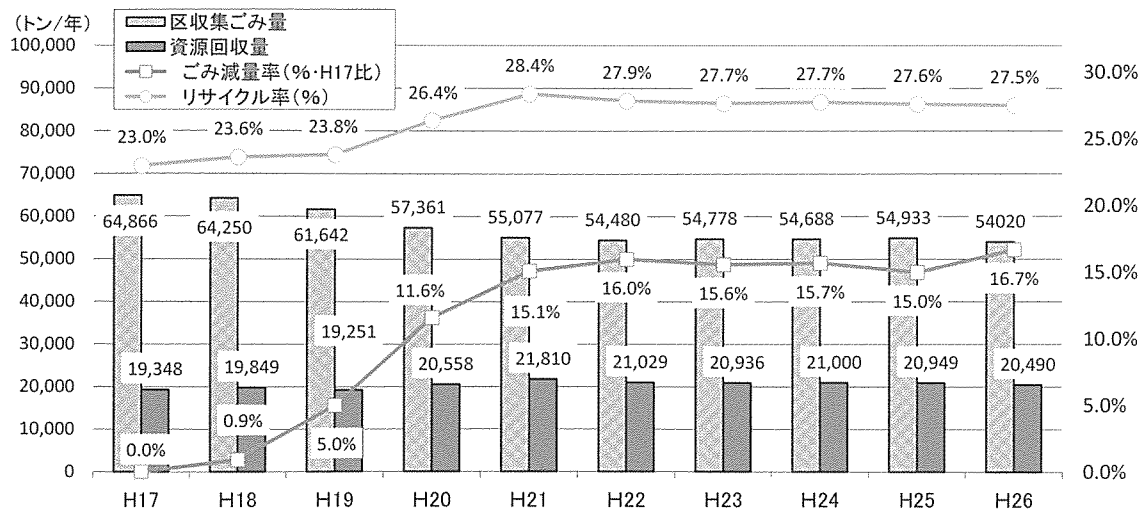
### 人口動態

過去10年間の人口（外国人を含む）の動態を見ると、目黒区の人口は増加傾向にあります。今後の動向については、本計画での推計では、平成30年をピークとして逡減する見込みとなっています。



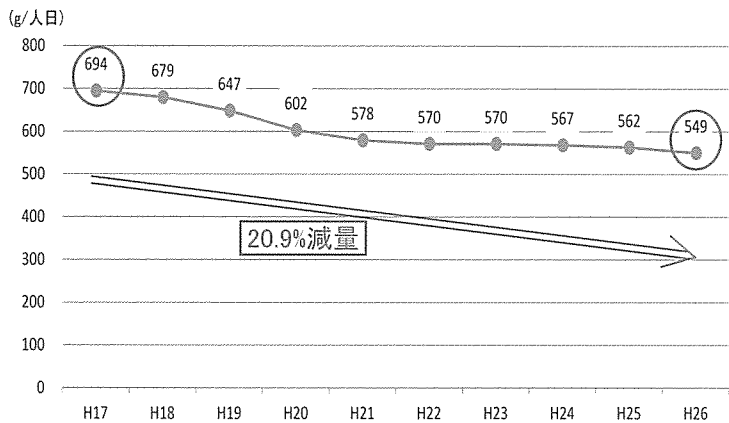
## 資源・ごみの量

人口が増加傾向にある中で、区収集ごみ量全体は逡減傾向にあります。

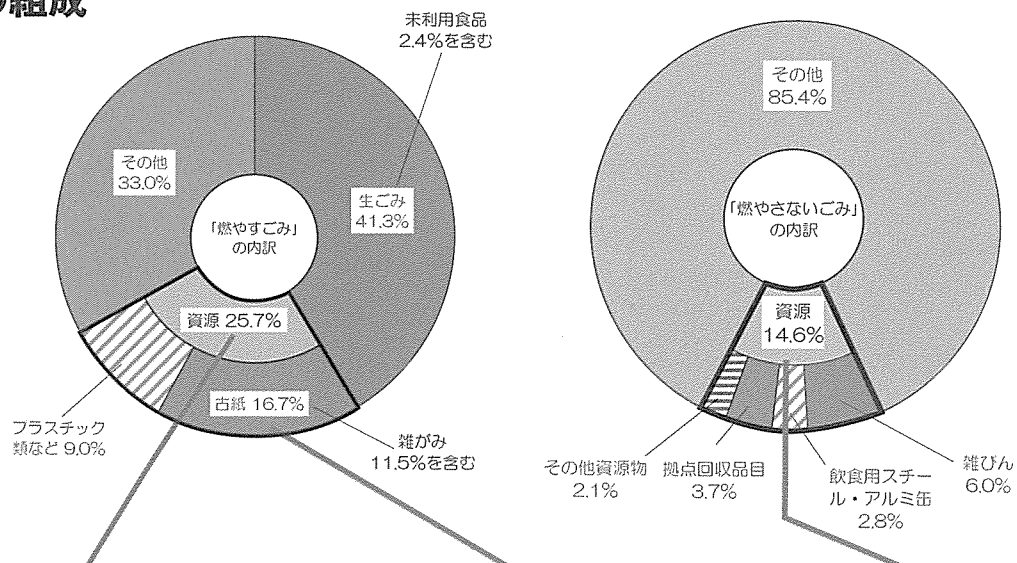


## 区民1人1日当たりごみ量

区民1人1日当たりごみ量は、年々少なくなっています。平成26年度は549gであり、平成17年度に比べて145g (20.9%) 少なくなっています。



## ごみの組成



燃やすごみの中には、資源化できる品目が25.7%も含まれています。

雑がみを含む古紙は16.7%もあり、古紙の集団回収で収集可能であることの理解促進が必要です。

燃やさないごみの中には、資源化できる品目が、14.6%も含まれています。

※平成27年3月 家庭ごみ組成調査より

# 計画の体系

## 基本理念

区の基本構想の基本理念である「環境と共生する」、長期計画の基本目標である「環境に配慮した安全で快適なまち」を実現するため、「快適で誇りのもてる循環型のまちの実現」を本計画の基本理念としました。

## 目標

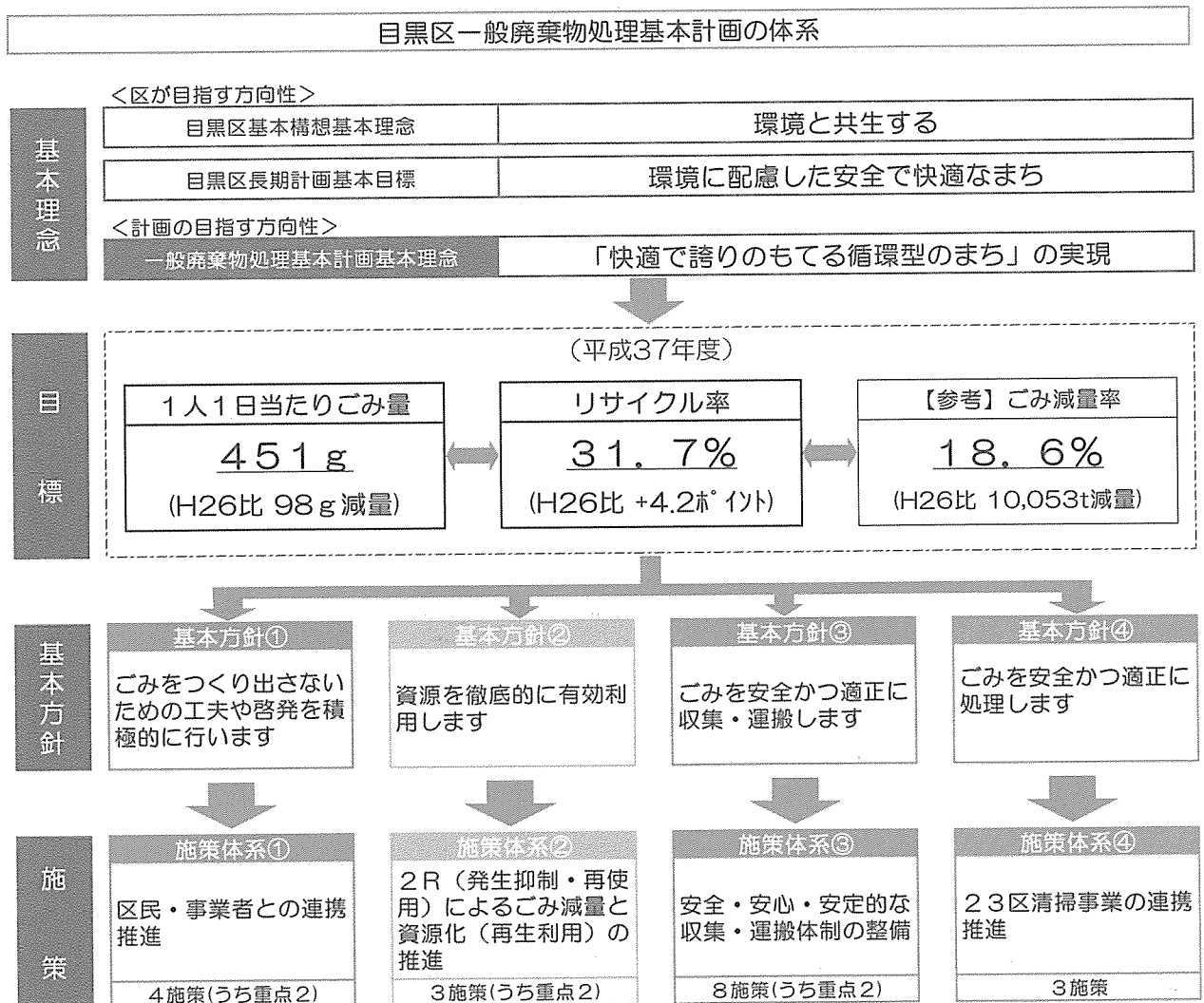
前計画では、「ごみ減量率」「リサイクル率」を目標に進めてまいりましたが、本計画においては、2Rの推進のもとに、区民一人ひとりが取り組みをイメージしやすい指標として、「ごみ減量率」に替わり「1人1日当たりごみ量」を新たに設定しました。

## 基本方針

基本理念を踏まえ、目標を達成するための4つの柱からなる基本方針を定めました。

## 施策

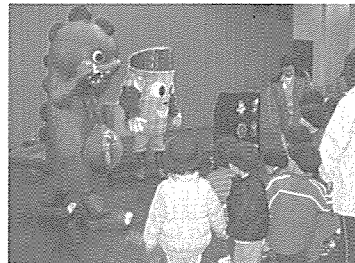
基本方針の4つの柱に対応した施策を展開します。このうち、目標達成に向けて重要な施策については、重点施策として取り組みます。



# 個別施策

## ① 区民・事業者との連携推進

- 1-1 「めぐろ買い物ルール」の推進
- 1-2 PR・普及啓発の推進とさまざまな環境学習の機会の創出
- 1-3 地域団体等との連携推進
- 1-4 事業者との連携推進



## ② 2R(発生抑制・再使用)によるごみ減量と資源化(再生利用)の推進

- 2-1 2R(発生抑制・再使用)によるごみ減量の推進
- 2-2 新たな資源回収のあり方の検討
- 2-3 地域活動団体との協働



## ③ 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の整備

- 3-1 高齢者などへの訪問収集の充実
- 3-2 ごみ集積所のあり方と戸別収集の検討
- 3-3 廃棄物処理コストの最適化に向けた検討
- 3-4 事業所に対する適正排出への指導の推進
- 3-5 優良事業所や集積所に対する表彰などの検討
- 3-6 不法投棄対策の実施
- 3-7 災害ごみへの対応
- 3-8 収集・運搬における低公害車の導入推進



## ④ 23区清掃事業の連携推進

- 4-1 適正処理困難物に関する処理情報の提供
- 4-2 事業系ごみの資源化推進
- 4-3 目黒清掃工場建替えに伴う対応

**区では収集できないもの**

**テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・乾燥機類**  
 家電品は資源物として回収・リサイクルが義務付けられています。回収の際は、必ず「家電品回収ステーション」に回収をお願いします。

**業務用パソコン・液晶ディスプレイ**  
 廃棄物の処理を適切に行うため、回収の際は必ず「業務用パソコン・液晶ディスプレイ回収ステーション」に回収をお願いします。

**その他(有害性・危険性のあるもの、特等なもの)**  
 危険物、劇物、毒物、感染症病原体、放射性物質、その他有害・危険なものは、必ず「有害・危険物回収ステーション」に回収をお願いします。

### 重点施策

[Blank area for focus strategies]

## 重点施策

### 重点施策1 「めぐろ買い物ルール」の推進

#### ねらい

区民・事業者の認知率を向上させるとともに、「めぐろ買い物ルール」を実践する人や事業者を増やすことをねらいとします。

#### ゴール

「めぐろ買い物ルール」を実践する区民が大きく増加し、区民と事業者が一体となった取り組みとなるよう支援していきます。



### 重点施策2 PR・普及啓発の推進とさまざまな環境学習の機会の創出

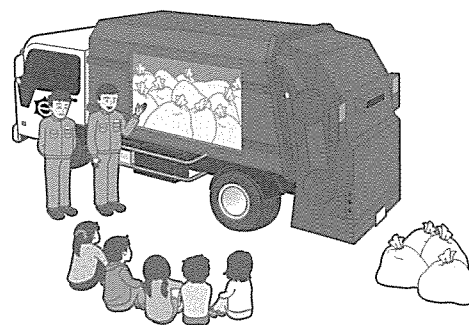
#### ねらい

世帯や年齢層に応じた効果的な普及啓発活動を行うことをねらいとします。

次世代を担う子どもたちに、ごみや環境問題について関心を持ってもらうとともに、全ての世代に対し環境学習の機会をつくり出すこともねらいとします。

#### ゴール

環境学習に参加しやすい施策を進めていきます。



### 重点施策3 2R（発生抑制・再使用）によるごみ減量の推進

#### ねらい

生ごみの水切りや資源の分別徹底により、ごみ減量を推進することをねらいとします。

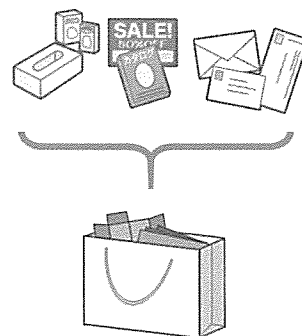
「めぐろ買い物ルール」の普及による無駄のない買い物行動を推進します。

家庭ごみの有料化についても引き続き検討していきます。

#### ゴール

2R（発生抑制・再使用）による、より効果的なごみ減量の方策などを検討し、推進していきます。

平成37年度に、1人1日当たりごみ量を平成26年度比98g減の451gとすることを目標とします。



## 重点施策4 新たな資源回収のあり方の検討

### ねらい

資源化すべき品目や回収方法について検討をすすめ、費用対効果を踏まえ、区民の利便性向上を図りながら、廃棄物の適切な資源化と、これによるごみ減量の実現をねらいとします。

### ゴール

不燃・粗大ごみの資源化を可能な限り進めます。  
水銀含有物については、適正な処理体制を整備します。  
計画最終年の平成37年度に、リサイクル率を平成26年度比4.2ポイント増の31.7%とすることを目標とします。



## 重点施策5 ごみ集積所のあり方と戸別収集の検討

### ねらい

集積所のあり方を検討するとともに、戸別収集のさらなる進行を想定した対応を検討するなど、将来に備えることをねらいとします。

戸別収集の検討を進める場合は、家庭ごみ有料化との関連など、制度運用を含めた検討を行います。

### ゴール

ごみ集積所のあり方と戸別収集への対応など、方向性を明らかにします。

区内全域での戸別収集を進める場合は、家庭ごみの有料化についても方向性を明らかにします。



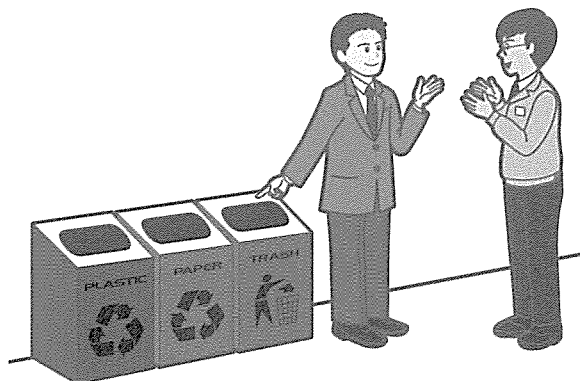
## 重点施策6 事業所に対する適正排出への指導の推進

### ねらい

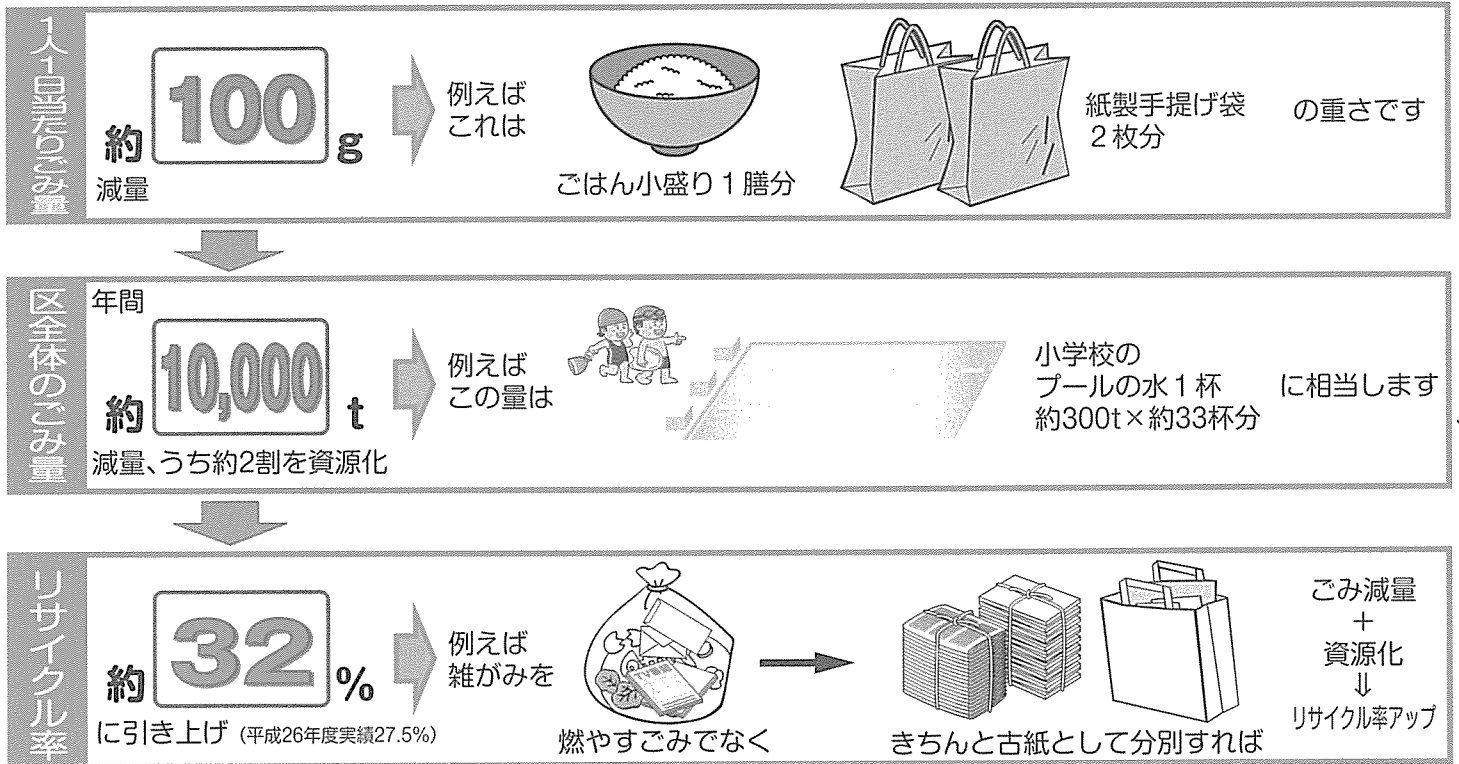
事業系ごみの適正な処理方法について事業者への周知を徹底するとともに、インセンティブの導入などを含め、事業系ごみの適正な排出を促すことをねらいとします。

### ゴール

事業系有料ごみ処理券の貼付率の向上をはじめとする、より効果的な排出指導施策への展開を図ります。



# 取り組みイメージ



## 区民1人1日約100gのごみ減量を実現するためには

### リデュース (発生抑制)

レジ袋を断る



3Lサイズのレジ袋1枚 **10g**

トレイを使った商品を買わない



20×12センチのトレイ1枚 **3g**

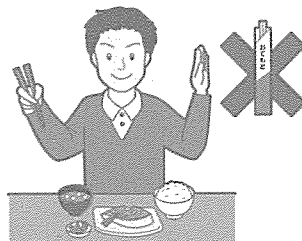
### リユース (再使用)

メモなどに裏紙を使う



A4版のOA用紙1枚 **4g**

塗り箸を使って 割り箸を使わない



割り箸1膳 **4g**

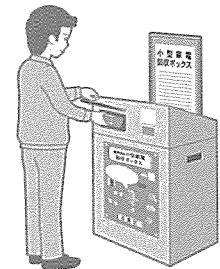
### リサイクル (再生利用)

雑がみやティッシュペーパーの箱を集団回収に出す



ティッシュペーパー1箱 **40g**

使用済小型家電を 拠点回収に出す



携帯電話1台 **120g**